

## 平成28年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月28日〔水曜日〕 8時30分 開会

2. 開催場所 市役所本庁舎4階 第403会議室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 荒廃農地の非農地の判断について  
議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

## ○局長

定刻になりましたので、9月の定例総会を開会いたします。

それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆様、おはようございます。

本日は忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

早いもので、今年度もあと数日で上半期が過ぎようとしております。

今年は、例年に比べ猛暑が続き、雨が少ない気候の中、さとうきび等の農作物においては増収が見込まれていましたが、先日の台風16号の影響により被害が出ているようですので、ここで被害状況を報告いたします。

まず、さとうきびですが、被害面積が652ha 被害額 45,229,605円 澱粉用甘藷ですが 被害面積 277ha 被害額 2,178,350円 かぼちゃにおいては、つる折れなどで、291,641円の被害額となり、その他は異常なしということでした。

さて、農地利用調査については、暑い中、大変ごくろうさまでした。現在、事務局の方で確認・集計作業等を行い意向調査の送付について準備しているところでございます。今後とも、遊休農地の発生防止・解消に向けて、ご協力よろしくをお願いいたします。

## ○議長

それでは、9月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には、6番の岩本委員と7番の浦口委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

日程第2に入ります前に、2番議員の出席が遅れておりますので、審議の順番を入れ替えて議案第2号より審議いたします。

それでは、日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は2ページです。今月は建設機械重機置場1件の申請がありました。

1番です。申請地は下西川迎地区の土地3筆で、台帳現況地目田、合計面積514平米であります。申請理由は、譲受人は建設機械リース業を営んでおり、業務拡大すべく、西之表に建設機械重機置場を開設したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画

用途地域内農地」に該当すると判断されます。

周辺は宅地と耕作放棄された田であり、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

○議長

はい、ただいま、事務局のほうから説明がありました。これについては、昨日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○6 番委員

6 番です。農地法第 5 条の規定による許可申請について報告いたします。

昨日、事務局内田さん、平原さん、5 番委員、担当委員の 5 名で現地調査を行いました。申請地は、下西川迎の国道沿いで JA の整備工場の川を挟んだ右側の細長い農地です。先ほど事務局より説明がありま

○議長

続いて、担当委員の報告をお願いします。

○5 番委員

5 番です。事務局並びに調査委員長が詳しく報告したとおり、測量も終えており、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長

ただいま議案第 2 号について事務局並びに担当委員のほうから説明がありました。

議案第 2 号について質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので、採決をいたします。

議案第 2 号の 1 番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 番について、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

次は、議案第 3 号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 3 号「非農地証明願について」を説明いたします。資料は 3 ページです。

1 番です。榕城中目地区です。台帳地目は畑ですが、昭和 60 年頃から耕作せず、現

在原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。住吉能野地区です。台帳地目は畑ですが、平成11年5月1日頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

これについても、昨日現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○6番委員

6番です。非農地証明願いについて報告いたします。

昨日、事務局内田さん、平原さん、5番委員、担当委員の5名で現地調査を行いました。整理番号1の申請地は、榕城の天山の上の方に位置するところでありまして、面積が320㎡です。現況は、見てのとおり原野で石もありました。地形的にも困難であり、交付基準1（イ）にも該当するというところで許可相当と判断しました。

○議長

次に担当委員の報告をお願いします。

○12番委員

12番です。ただいまの調査委員長の報告のとおりですが、法面といったような状況で、事務局、調査委員長の報告のとおりです。

○6番委員

続きまして、整理番号2について報告します。

申請地は、住吉の能野大橋の近くの道路下の方にあり、現地は見てのとおり山林化し農地としては無理だろうという意見でした。ご審議をよろしくをお願いします。

○5番委員

5番です。調査委員長が報告したとおり、申請地は山林化しており、事前着工をしないよう指導もしております。農地としての活用が無理なので非農地として判断して良いかと思えます。以上です。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の報告がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので採決します。議案第3号「非農地証明願いについて」の1番・2番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員の賛成でありますので、議案第3号「非農地証明願い」の1番・2番については、非農地として承認することとします。

○議長

続きまして、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし

ます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は一般住宅1件の申請がありました。

1番です。申請地は榕城納曽地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積330平米であります。申請理由は、現在住んでいるところが手狭となったため、申請地を求めて自己用の住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当すると判断されます。

周辺は宅地であり、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われまます。

また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまます。以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。これについても、昨日現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○6番委員

6番です。農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。

昨日、事務局内田さん、平原さん、担当委員、5番委員の5名で現地調査を行いました。申請地は、納曽の住宅密集地の中にあり、家庭菜園に利用している農地でその奥が現在の家屋です。現在、住んでいる家が手狭なために作業場等も作りたいということで、申請地に建てたいという事で設計もできており許可相当と判断しました。

○議長

続いて、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。今、事務局及び調査委員長より報告がありましたとおり、なんら問題はないと思います。

○議長

ただいま、議案第1号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員から報告がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

他に、無いようですので採決します。議案第1号の1番について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の1番に

については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第4号「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明いたします。資料は4～5ページです。

まず始めに資料の訂正をお願いいたします。5ページの番号④についてですが、借人が見つかったとのことでありますので、取下げとなりました。よって、削除をお願いします。

それでは、資料は4ページです。今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が3件、「売りたい」の申し出が1件、合計4件の申し出がありました。

4ページの①「貸したい」の申し出です。場所は榕城上之原町地区の田・畑2筆、合計面積5,333平米です。とりあえず3年間貸して、更新するかどうかはその時に判断するとのことです。降霜地帯で、畑かんのある畑については水代借人負担でお願いいたしますとのことです。あっせん委員は2番橋口委員と4番脇田委員をお願いいたします。

4ページの②「売りたい」の申し出です。場所は榕城桃園地区の畑1筆、面積6,877平米です。現在小牧野の認定農家がさとうきびと牧草を作付中です。買い手が見つければ現耕作者が収穫を行った後に引き渡しを行うとのことです。あっせん委員は2番橋口委員と12番南委員をお願いいたします。

4ページの③「貸したい」の申し出です。場所は現和庄司浦地区の畑2筆、合計面積3,835平米です。現在庄司浦地区の農家が耕作していますが、芋の収穫後に農地が返還されることとなったため、新しい借り手を探してほしいとのことです。なお、総会資料発送後にもう1筆追加で申請がありましたので、その分については来月再度議案として提案します。あっせん委員を10番中村委員と農地が安納寄りのため9番日高委員をお願いいたします。

5ページをお開き下さい。5ページの④は取下げです。

5ページの⑤「貸したい」の申し出です。場所は榕城岳之田地区の田1筆、面積2,342平米です。9月末で岳之田の担い手農家から返還されることとなったため、新しい借り手を探してほしいとのことです。あっせん委員を2番橋口委員と6番岩本委員をお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、今、事務局のほうから説明がありましたけれども、これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

はい。無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いいたします。

○議長

続きまして議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。

まず始めに資料の訂正をお願いいたします。9ページをお開き下さい。57番の大字が国上となっておりますが、安納の間違いですので、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは資料は6ページから14ページです。

今月は152筆、合計面積230,578平米を提案させていただいております。

担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。

○議長

はい、それでは担当委員の報告をお願いいたします。

○8番委員

はい、8番です。番号1から2は原野、3が山林、4から6が原野、7は山林、8から26までが原野、27は山林、28は原野、29から30までが山林、31が原野、32が山林、33から35が原野、36が山林、37から41までが原野、42が雑種地、43から45が原野、46が山林、47から52が原野、53が山林、54は原野、以上です。

○9番委員

はい、9番です。55は山林、56が畑、57が原野、以上です。

○10番委員

はい、10番です。58が原野、59から62が山林、63から66が原野、67が山林、68から75が原野、76が山林、77から78が原野、以上です。

○11番委員

はい、11番です。79から80が原野、81から82が山林、83から84が原野、85が山林、86から88が原野、89から91が畑、92から94が山林、95から96が原野、97から102が山林、103から104が原野、105から107が畑、108が原野、109が畑、110から111が原野、112が山林、113が原野、114から115が畑、116から121が原野、122が山林、123から149が原野、150が山林、151が原野、152が山林、以上です。

○議長

ただいま、事務局及び担当委員から報告がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。

無いようですので、ただ今の報告のとおり決してよろしいか、承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、議案第5号については、委員報告のとおり非農地として承認し所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず、利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年10月1日から平成29年9月30日の1年間、地目畑、面積500平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年10月1日から平成33年9月30日の5年間、地目田、面積1,248平米、地目畑、面積3,372平米、合計面積4,620平米、内更新分2,620平米、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳については1の2ページを、詳細については1の3ページから1の6ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開き下さい。

1段目です。平成28年10月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積51,910平米、地目原野、面積787平米、合計面積52,697平米、所有権を移転する者6人、受ける者6人です。

内訳については2の2ページを、詳細については2の3ページから2の17ページをご覧ください。

なお、番号6については現況原野となっておりますが、譲受人が再生を行い、隣接する水田と一体利用するという事で今回の申請となっております。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。始めに、「利用権の設定」、整理番号1番から4番につきまして審議をいたします。順次、担当委員の説明をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1番から3番について報告します。

利用権の設定をする者は、同一人で和歌山県在住の不在地主になります。利用権の設定を受ける者は、年齢23歳の農業後継者です。それから、2番・3番は認定農業者です。現地ですが、1番は安納いもの収穫を終え、イタリアンライグラスを作付する計画です。2番については、まだ安納いものが作付けされておりました。3番は水田で、ロータリーで整地をするという事でした。以上で報告を終わります。



○13 番委員

はい、13番です。整理番号4について報告いたします。

利用権を設定する者と受ける者は、祖父と孫婿にあたります。22日に現地において確認しました。場所は、祖父の畑の手前に安納いもを作り、スナップえんどうも作りたいたいのことです。機械は親から借りて耕作するという事でした。

○議長

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

無いようですので、採決します。「利用権の設定」1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番から4番については、原案通り承認し意見を市長に送付します。

○議長

次は、「所有権の移転」整理番号1番から6番について審議いたします。

順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○07 番委員

7番です。整理番号1番について報告します。

23日に、譲渡人と譲受人は親子です。譲受人と現地を確認しております。譲受人は、以前は認定農業者でしたが、現在は、さとうきび等を作付する担い手農家です。

○08 番委員

8番です。整理番号2について報告します。

申請地は、野木平から猿師の坂に向かう途中にあり、以前から譲受人が借りて作っていました。譲渡人は、漁業を主にしており何ら問題ないと思います。

○09 番委員

9番です。整理番号3番・4番について報告します。

25日と26日に現地を確認しました。3番の譲渡人は、認定農業者でしたが、農業を廃止し、譲受人に財産を整理して沖縄に引っ越しております。現在、安納いもを作付しておりますが、収穫は譲受人がするという事です。

4番については、譲渡人の要望によるもので、場所は安納小学校の近くです。譲受人は、農地所有適格法人ですので、間違いありません。

○11 番委員

11番です。整理番号5番について報告します。

譲渡人、譲受人とは電話で確認し現地も確認しております。場所は、鉄浜海岸に行く途中で、申請どおり間違いありませんでした。

○14 番委員

14番です。整理番号6番について報告します。譲渡人は、要介護状態で、2・3年前に農業をリタイヤしております。譲受人は、認定農業者で和牛を中心に経営していま

す。以前は水田でしたが 20 年ぐらい作っておらず、隣接する自分の土地と合わせて作付けをするという事です。

○議長

これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。

○2 番委員

はい、整理番号 5 番についてですが、受ける方は独身ですか。

○11 番委員

いいえ、旦那さんもおり 5 年前に就農しております。旦那さんの土地も借りて作っています。

○8 番委員

はい、8 番です。整理番号 3 番についてですが、作付けされている安納いもも合せてこの価格で購入ですか。

○9 番委員

はい、双方の話し合いの末、この価格でよいという事でした。

○議長

他にありませんか。無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」1 番から 6 番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、「所有権の移転」1 番から 6 番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

6 番委員 岩 本 延 男 

7 番委員 浦 口 幸 夫 